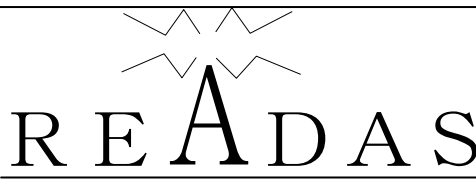


第 5971 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月 6日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定支出控除

Q：平成30年度の税制改正では、特定支出控除が拡充されたとか。どのようになったのですか？

A：旅費等が対象になりました。

【解説】

特定支出控除とは、給与所得者が通勤費や資格取得費用などの特定支出を支出した場合に、その支出合計額が給与所得控除額の50%を超えるときは確定申告をすることによってその超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができるという制度です。

平成30年度の税制改正では、特定支出の範囲に旅費等が含まれることになり、その範囲が広がったところです。

旅費等とは、具体的には、勤務する場所を離れて職務を遂行するために直接必要な旅行であることにつき、財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたものに通常要する支出をいい、次の3例が例示として挙げられています。

- ①旅行に要する運賃及び料金（特別車両料金
その他の客室の特別の設備の利用についての料金として一定のものは除かれる）
- ②旅行に要する自動車その他の交通用具の使用に係る燃料費及び有料道路の料金
- ③②の交通用具の修理のための支出（その旅行に係る部分に限る）

